

平成 3 0 年

第 1 3 回 農業委員会総会（月例会）議案

平成 3 0 年 1 1 月 7 日

前橋市農業委員会

平成30年 第13回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年11月7日 午後1時55分
- ・閉会日時 平成30年11月7日 午後3時28分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（22名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	20番 須田 一男	21番 石村 利夫
22番 江原 弘	23番 関口 喜弘		

・欠席委員（1名）

19番 岡田 重雄

・遅刻委員（1名）

24番 堀越 恒弘（2時28分着席）

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏 補佐 齋藤 孝朗 補佐 瀬戸 浩 副主幹 深澤 直純
副主幹 内田 貴美 副主幹 高山 幸治 主任 富澤 和則 臨時職員 宮田 厚子

・付議事件

- （1）議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第59号 農地一時転用許可期限延長願いについて（4条）
- （3）議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （4）議案第61号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （5）議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （6）議案第63号 競売農地の買受適格証明願い（耕作証明）
- （7）議案第64号 公売農地の買受適格証明願い（耕作証明）
- （8）議案第65号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- （1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

青木局長	お揃いになりましたので、これより平成30年第13回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、19番 岡田 重雄委員の1名であります。また、遅刻の通告者は、24番 堀越 恒弘委員の1名であります。従いまして、在任委員24中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町職務代理よりご挨拶をお願いいたします。
深町職代 青木局長	◇（挨拶） 本日、堀越会長につきましては、遅刻の通告がございましたので、農業委員会規程第3条の規定により、職務代理が議長となり、会議を進めることとなりますので、深町職代よりお願いいたします。
議 長	《深町職代、議長に就任》 それでは、平成30年第13回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。17番 萩原 秀治郎委員、20番 須田 一男委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第58号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から11番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主任	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 以上、整理番号1番から11番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から11番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第58号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から11番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第59号・農地一時転用許可期限延長願4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
富澤主任	◇（議案書、地目、面積、延長期間、申請理由を朗読、説明） 整理番号1番は、農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第59号・農地一時転用許可期限延長願4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第60号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明） 整理番号 1 番から 9 番は、農地法第 4 条第 6 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号 8 番、9 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
1 5 番委員 （4 班班長）	現地案内図 4 条の 8 をご覧下さい。申請地は、北関東道前橋南インターから南約 400m に位置し周囲を農地に囲まれた集団農地で、農振農用地区内にある農地です。申請理由は、圃場の北側一部に太陽光発電施設を設置し、施設下部の農地にはブルーベリーをコンテナ栽培し、土地の有効活用を図るとの事です。営農状況はコンテナ栽培のブルーベリーが太陽光施設の下だけでなく、田全体で適正な管理のもと栽培されておりました。周辺に及ぼす影響も無く、調査班としては、許可相当と判断いたしました。 現地案内図 4 条の 9 をご覧下さい。申請地は前橋市立富士見中学校から北西 1.4 k m に位置し、西側は山林、その他は畑に囲まれた農振農用地区内にある農地です。申請理由は、申請地は、東側の道路沿いが平らで、西北側に行くにしたがい、だんだん傾斜がきつくなり耕作できず、西、北側を残土で埋め耕作面積を増やし収量を上げたいとの事です。面接には、申請人、行政書士の方、請負業者の方、3 名で来られました。土砂の搬入計画としては、定年になる、3 年の内に搬入できればと考えている様です。搬入量は、全体で 5,817 m ³ 、埋め戻しに使う土砂は、県内外からで良質な物とのことで、費用は 50 万円。埋土は 1,000m ³ を超えないようにするため、市の土砂条例には該当しません。工事の安全対策として、周囲の柵、バリケード等を考えています。農地改良後の利用計画は、3 年後定年のため、露地野菜・ブロッコリー、ネギ等を作り直売所等へ出荷する予定との事です。調査班としては、必要性が認められることや、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
1 1 番委員	整理番号 8 番、全体の畑の一部にパネルを張り、鉢植えのブルーベリーですからパネルの下以外にも移動出来ます、パネル下で収穫高が 80 % 以上でなければならないというわけですが、全体で栽培した収穫量ですと、パネル下での収穫量とは違ってくると思いますが、どの様に考えますか。
議 長	営農型の下部の農地における収穫高が概ね 80 % 以上ということですか。
1 1 番委員	はい、パネル下では実際どのくらいの収穫量があるかです。
4 班班長	長いパネルが一冊ですので、ブルーベリーポットは太陽が当たる所にあり、日の当たらない所には置いてありません。
1 1 番委員	現地を見ましたが、南側によせてあります、それを 80 % としてみるのですか、北側では収穫出来ません、どの様に考えますか。トータルで収量が出ていますのでパネルの下の収穫量がわかりません。
青木局長	この案件は 4 条許可ですので、一筆全部許可を取り一部にパネルを張っています、許可単位での収穫量と解釈としています。本来ですとパネルの下で、収穫をあげなければいけないという考え方です。
富澤主任	ポットですので、多少の移動は範囲内でできます。
青木局長	本来ならば、パネルの下の面積で許可してもよかった案件かもしれません。
高山副主幹	パネル下と通常栽培では、それほど収量に遜色は無いとのことですので、指導は特にしていません。

1 3 番委員 高山副主幹 議 長	8 0 %以上は、農林水産省からの通達ですか。 はい、そうです。 暫時休憩といたします。
議 長	(※休憩) 再開いたします。 その他ご意見等ございませんか。
8 番委員 富澤主任 議 長	整理番号 6 番、申請人が 2 名の確認。 説明。 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 9 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第 6 0 号・農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 9 番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 6 1 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番から 5 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹 議 長	◇ (議案書・順次、地目、面積、変更内容、契約内容、申請理由を朗読、説明) なお、整理番号 1 番から 4 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
1 5 番委員 (4 班班長)	現地案内図 5 条計画変更 1 ～ 4 をご覧下さい。申請地は、前橋市立原小学校から南東約 620m に位置し、東は道路、その他は畑に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現地を調査した結果、建売分譲されてないことを確認しました。面接には、当初計画者と承継者代理の行政書士の方が来られました。変更理由としては、平成 2 8 年 5 月建売分譲の申請が出され許可されましたが、近くにハウス豚舎があり風向きにより臭いの問題、又年々オーダーメイドの住宅を好む方が多くなり、建売分譲を断念したものです。現在 A 町に 5 ～ 6 ヶ所の建売分譲地をもっているとの事です。調査班としては、計画変更の内容について妥当と考え、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長 高山副主幹 青木局長 議 長	◇ (意見、質問等なし) 区画は幾つ残りますか。 3 区画です、建売でしていただく様お願いしました。 地目は農地ではありませんので、所有権移転はできます。 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 5 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第 6 1 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番から 5 番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 6 2 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 4 0 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇ (議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明) なお、整理番号 1 番から 4 0 番は、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号 5 番、2 7 番、2 8 番、3 6 番については、現地・面接調査を実施して

15番委員
(4班班長)

いますので、調査班長の報告をお願いします。

現地案内図5条の5をご覧ください。申請地は前橋市宮城支所から北東約1.8kmに位置し、周囲を農地に囲まれた農振農用地区内にある農地です。申請理由は、個人名義の土地で、会社の経営に関する全ての土地の所有権を会社に譲渡したいので申請するものです。営農状況を確認しましたが、良好に営まれており調査班としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の27、28をご覧ください。申請地はJA前橋市富士見支所小暮出張所から北約900mに位置し、東側は一級河川・滝ノ口川、その他は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請理由は、太陽光発電施設用地として土地所有者より当申請地を売買、賃借していただける旨、承諾を得られましたので申請するとのことです。面接には、譲受人である会社の代表取締役の方、譲渡人の代理人として行政書士の方、測量士の方、計3名で来られました。会社の事業内容は、業務用厨房設備と売電業で、前橋と伊勢崎に各1箇所計2ヶ所を所有しています。申請施設の概要は、320Wパネル4,256枚、発電量は1,361.92W、売電単価24円、年間売上4千万円、施設費の回収には約12年見込みでいるとのことです。土地造成及び整地の方法は、申請地の埋土を行うため市の土砂条例の許可がおりたら行なうとのことです。雨水については、自然浸透ですが、畦畔、排水用U字溝を設置し既存の水路に流れ込む様にし、回りには1.5mのフェンスを設置予定です。調査班としては被害防除対策が取られており、関係機関との協議も整っているため、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の36をご覧ください。申請地は前橋市役所大胡支所から南西800mに位置し、南側は、上毛電鉄の鉄道敷き、北側と東西は、宅地に囲まれた、用途地域内にある第三種農地です。申請理由は、譲渡人は高齢で農業の継続が困難であるため、維持管理が難しく農地も荒廃し、近隣住民にも迷惑をかけている状況から処分を考えていたところ売買の話がまとまり申請に至ったものです。面接には代理人が来られました。会社の事業内容は投資系、不動産管理です。太陽光施設は、他に持ってないとのことです。今回の申請地の太陽光施設の概要については、パネル285Wを1,744枚で497KW、売電単価21円、年間1,403万円の売上を見込んでいます。土地造成、整地については、ならず程度ということです。維持管理はレボルトという太陽光設置業者にまかせるとのことです。雨水は自然浸透です。西に木々等もありますが、すべて伐採し、1m～1.5mのフェンスを回りに設置する予定とのことです。調査班としては、被害防除対策が取られていることや、実現性や妥当性も認められるため、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

16番委員

整理番号35番、契約内容は贈与ですが、贈与税が発生するかと思います。申請者には説明されていますか。

高山副主幹

承知されています。

9番委員

整理番号13番、始末書になっていますが内容を教えてください。

富澤主任

始末書が必要な理由を説明。

議長

その他、ご意見等ございますか。

10番委員

整理番号3番、面積について。

富澤主任

用途区域内で除外の必要ない、一筆、利用計画も妥当性があり、必要性も認められます。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から40番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 6 2 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番から 4 0 番までを許可とすること決定いたします。
深澤副主幹	なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。 次に、議案第 6 3 号・競売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	◇（議案書、耕作面積、稼動力、地目、面積を朗読、説明） 整理番号 1 番は耕作目的で、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため適格要件のすべてを満たしております。 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 6 3 号・競売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号 1 番を適格とすることに決定いたします。 なお、当該願い出人が最高価競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。 次に、議案第 6 4 号・公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号 1 番、2 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、耕作面積、稼動力、地目、面積を朗読、説明） 整理番号 1 番、2 番は耕作目的で、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため適格要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番、2 番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 6 4 号・公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号 1 番、2 番を適格とすることに決定いたします。 なお、当該願い出人が最高価競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。 次に、議案第 6 5 号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。なお、申請関係者に大島委員が該当しますので、大島委員の退席をお願いします。 それでは、事務局の説明を求めます。
内田副主幹 議 長	◇（議案書、順次、土地の状況、利用目的、面積を朗読、説明：農業振興係） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見・質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第65号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第65号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

 それでは、大島委員の入室を許可します。

 次に、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。

 今回は、記載のとおり調査対象者1名の特例農地の状況について、事務局職員が現地確認をいたしました。

 現地確認は、5筆を10月24日に実施いたしました。

 対象農地5筆のうち4筆は農地として利用されていることを確認いたしましたが、1筆につきましては、残土や玉砂利置場となっております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

13番委員 該当地の写真ありますか。

深澤副主幹 はいございます。息子さんが建設業を営んでおり、一時的に土砂、玉砂利が置いてありますが、ご本人には農地に戻していただくのが基本である旨を直接お話しました。今後の利用状況により、除外、転用が必要になります旨の話は致しました。

議 長 納税猶予中ということは、農業を続ける上での猶予で、除外は駄目では。

深澤副主幹 税務署からご本人にも農業委員会と同じ内容の照会がいつていますので、税務署がそれぞれの回答書の付け合わせをし、検討すると思われます。

 納税猶予受けている土地ですので、一筆については戻していただかないと猶予は受けられない旨の話はいたしました。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

 次に、29ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況	5件
○法第5条の届出書の受理状況	26件
○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	26件
○現況証明交付状況	4件

です。

 報告事項（5）は、10月総会において許可とした法第4条の農地転用1件及び法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。
(総会閉会午後 3 時 2 8 分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年11月7日

議 長

署名人

署名人